

令和8年度宇城市各種スポーツ大会出場賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種スポーツ大会に出場する個人に対し、予算の範囲内において各種スポーツ大会出場賞賜金（以下「賞賜金」という。）を交付することに関し、宇城市補助金等交付規則（平成17年宇城市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 賞賜金は、本市に住所を有し、次のいずれかに該当する者に交付する。ただし、中体連、高校総体等の学校部活動に基づく各種スポーツ大会に児童又は生徒が出場する場合を除く。

- (1) 県の予選又は選考会を経て、全国大会以上の上位大会に選手として出場する者
- (2) 公共団体又は競技団体が主催する全国大会以上の大会に選手として出場する者
- (3) 国民体育大会公開競技に出場する者

(賞賜金の額)

第3条 賞賜金の額は、1人につき8,000円とする。ただし、全国大会を経て上位の大会に出場する場合は、いずれかの一つの大会とし、交付回数は、年1回とする。

(賞賜金の申請)

第4条 賞賜金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大会終了後2か月以内（3月開催の大会については、大会終了後1か月以内）までに、各種スポーツ大会出場賞賜金実績報告書兼賞賜金交付申請書（様式第1号）及び請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならないものとする。

(賞賜金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、賞賜金の交付決定を行い、各種スポーツ大会出場賞賜金交付決定通知書（様式第3号）により通知し、当該申請者に賞賜金を支払うものとする。なお、規則第16条に定める確定通知は省略できるものとする。

第6条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、賞賜金の交付を受けた年度終了後5年とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、賞賜金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。